資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百四十万円減少し九百六十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年七月十九日

神奈川県横浜市金沢区鳥浜町二番地の二七

有限会社秀和紙器

代表取締役　大塚　俊哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年七月十九日

新潟市北区新元島町三九五三番地一〇

有限会社皆喜組

代表取締役　皆川　英良

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し八千四百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年八月二十二日であり、株主総会の決議は、平成二十八年六月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月三十日

掲載頁　一三二頁（号外第一四六号）

平成二十八年七月十九日

静岡県熱海市伊豆山六番地の一

株式会社新生ホールディングス

代表取締役　橘　桂司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。なお、当社は平成二十八年三月に資本金を三億五百万円増資しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十二日

掲載頁　五十九頁（号外第一三八号）

平成二十八年七月十九日

京都市右京区西京極畔勝町一五番地二

株式会社トラスティ二一

代表取締役　堤　義三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百万円減少し、三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年八月二十一日であり、株主総会の決議は、平成二十八年七月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年七月十九日

大阪府岸和田市極楽寺町九五七番地

こじま興産有限会社

代表取締役　古田　桃代

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年七月十九日

北九州市門司区大字柄杓田一四一三番地

有限会社ひしゃくだ海運

代表取締役　種池　愼一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十八億三千三百九十三万二千二百八十八円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式交換による株式発行により十八億三千三百九十三万二千二百八十八円増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、会社法第四百四十八号二項に基づき、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月三十日

掲載頁　二七七頁（号外第一四六号）

平成二十八年七月十九日

兵庫県加東市上滝野一五七三番地二

藤井電工株式会社

代表取締役　藤井　信孝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万円減少し五千万円とし、資本準備金の額を三千四百九十四万四千五百八十五円減少し二億三千四百七万三千六百六十九円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年八月二十二日であり、株主総会の決議は、平成二十八年六月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月三十日

掲載頁　一三二頁（号外第一四六号）

平成二十八年七月十九日

静岡県熱海市伊豆山六番地の一

株式会社瑞雲

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年八月三日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年八月十九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年七月十九日

愛知県豊橋市問屋町五番地三

中部ホームサービス株式会社

代表取締役　熊谷　昌久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十八年七月十九日

東京都港区赤坂八丁目五番二六号

大日本企業株式会社

代表取締役　木村　透

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月十九日

静岡県浜松市南区法枝町三三五番地

日本荷造運送株式会社

代表取締役　髙見　英邦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月十九日

佐賀県伊万里市二里町大里甲二二五〇番地

伊万里ガス株式会社

代表取締役　田中丸紘一郎

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年八月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年七月十九日

山形県酒田市南新町二丁目七番四七号

酒田臨港開発株式会社

代表取締役　稲毛　弘始

限定承認公告

本籍北海道北斗市本町一丁目七二八番地、最後の住所北海道北斗市本町四丁目九番八号

被相続人　亡　杉木　陽路

右被相続人は平成二十八年二月十二日死亡し、その相続人は平成二十八年七月十一日函館家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月十九日

北海道北斗市開発二二五番地の八

限定承認者杉木ムツ

成年後見人　植松　奈奈

限定承認公告

本籍千葉県松戸市常盤平四丁目一六番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市南初富三丁目一五番二四号

被相続人　亡　野村　幸代

右被相続人は平成二十八年四月十七日死亡し、その相続人は平成二十八年六月二十八日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月十九日

千葉県船橋市夏見台五丁目一四番一二号

限定承認者　宍倉　由美